

## 社会福祉法人外ヶ浜町社会福祉協議会出産祝い事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、社会福祉法人外ヶ浜町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、満1歳未満のお子さんを養育する保護者に対して乳児用紙おむつを支給し、新しい町民の出生を祝福するとともに、社会福祉の理解と関心を高めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 外ヶ浜町に住所を有し、令和4年4月1日以降に出生したお子さん（以下「支給対象乳児」という。）と当町に同居し、当該支給対象乳児を養育する保護者とする。

### (申請)

第3条 乳児用紙おむつの支給を受けるときは、支給対象乳児の1歳の誕生日に属する月の前月末日（当該日が休日にあたる場合は、その前日）までに本会窓口にて乳児用紙おむつ支給申請書（様式第1号）（以下「申請者」という。）及び母子手帳写しを本会会長に提出するものとする。

### (決定)

第4条 本会会長は、申請書が提出されたときは、速やかに申請内容を確認し可否を決定するものとする。

### (支給方法)

第5条 乳児用紙おむつの支給は、支給決定された場合、本会より即時支給するものとする。

### (支給内容)

第6条 乳児用紙おむつ支給内容は、本会で定める乳児用紙おむつを2袋支給する。

### (費用負担)

第7条 乳児用紙おむつの費用負担は、無料とする。

### (簿冊)

第8条 この事業に必要な簿冊を整備しておくものとする。

### (その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じ本会会長が別に定める。

### 附則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。